

「適正なガス取引についての指針」（新旧対照表）

改 定 案	現 行
第一部 適正なガス取引についての指針の必要性和構成 （略） 第二部 適正なガス取引についての指針 I 小売分野における適正なガス取引の在り方 1 考え方 （略） 2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為 （１）小売供給 ア （略） イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為 ①～④ （略） ⑤ 不当に高い解約補償料の徴収等 需要家との契約期間の設定や契約期間中における解約に係る補償料の設定をどのように行うかは、原則として事業者の自主的な経営判断に委ねられている。 しかしながら、ガス小売事業者が、需要家が他のガス小売事業者からガスの供給を受けるため自己との小売供給契約を契約期間中に解約するに当たって、不当に高い解約補償料を徴収すること（注１、２）によ	第一部 適正なガス取引についての指針の必要性和構成 （略） 第二部 適正なガス取引についての指針 I 小売分野における適正なガス取引の在り方 1 考え方 （略） 2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為 （１）小売供給 ア （略） イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為 ①～④ （略） ⑤ 不当に高い解約補償料の徴収等 需要家との契約期間の設定や契約期間中における解約に係る補償料の設定をどのように行うかは、原則として事業者の自主的な経営判断に委ねられている。 しかしながら、ガス小売事業者が、需要家が他のガス小売事業者からガスの供給を受けるため自己との小売供給契約を契約期間中に解約するに当たって、不当に高い解約補償料を徴収すること（注１、２）によ

改 定 案	現 行
り、当該需要家が自己との小売供給契約を事実上解約できず、他のガス小売事業者との取引を断念せざるを得なくさせ、他のガス小売事業者の事業活動を困難にさせるおそれがある場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、拘束条件付取引、排他条件付取引、取引妨害等）。 （注１）ガス小売事業者が、需要家との間で小売供給契約を締結することを条件に消費機器のリースやメンテナンス等の契約を締結する場合において、需要家が他のガス小売事業者からガスの供給を受けるため自己との小売供給契約を解約するに当たって、当該リースやメンテナンス等の契約を不当に高い解約補償料を徴収して解約することを含む。 （注２）不当に高い解約補償料であるかどうかは、需要家が解約までに享受した割引総額、当該解約によるガス小売事業者の収支への影響の程度、割引額の設定根拠等を勘案して判断される。 ガス小売事業者が、需要家との間で小売供給契約を主契約とした上で付帯契約（例えば、高効率給湯器を設置した場合にガス料金を安くする特約等）を締結するに当たり、主契約と異なる時期に一方的に契約更改時期を設定することにより、当該需要家が他のガス小売事業者との小売供給契約に切り替える場合に解約補償料を支払わざるを得なくさせ、他のガス小売事業者との取引を断念せざるを得なくさせるときには、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、拘束条件付取引、排他条件付取引、取引妨害等）。 <u>ガス小売事業者が、需要家との間で、複数の需要場所への小売供給を条件としてガス料金の割引を行うことを約する契約（以下「包括契約」という。）を締結するに当たり、需要家に対し、不当に、他のガス小売事業者との小売供給契約に切り替えると金銭的負担が生じるような取引条件（需要家が包括契約の期間中に各需要場所向け小売供給契約を一つでも中途解約する場合は全ての需要場所について、契約開始から中途解約までの間に割り引いた額の全額を返戻させる旨の条件等）を課すことにより、他のガス小売事業者との取引を断念せざるを得なくさせ、他の</u>	り、当該需要家が自己との小売供給契約を事実上解約できず、他のガス小売事業者との取引を断念せざるを得なくさせ、他のガス小売事業者の事業活動を困難にさせるおそれがある場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、拘束条件付取引、排他条件付取引、取引妨害等）。 （注１）ガス小売事業者が、需要家との間で小売供給契約を締結することを条件に消費機器のリースやメンテナンス等の契約を締結する場合において、需要家が他のガス小売事業者からガスの供給を受けるため自己との小売供給契約を解約するに当たって、当該リースやメンテナンス等の契約を不当に高い解約補償料を徴収して解約することを含む。 （注２）不当に高い解約補償料であるかどうかは、需要家が解約までに享受した割引総額、当該解約によるガス小売事業者の収支への影響の程度、割引額の設定根拠等を勘案して判断される。 ガス小売事業者が、需要家との間で小売供給契約を主契約とした上で付帯契約（例えば、高効率給湯器を設置した場合にガス料金を安くする特約等）を締結するに当たり、主契約と異なる時期に一方的に契約更改時期を設定することにより、当該需要家が他のガス小売事業者との小売供給契約に切り替える場合に解約補償料を支払わざるを得なくさせ、他のガス小売事業者との取引を断念せざるを得なくさせるときには、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、拘束条件付取引、排他条件付取引、取引妨害等）。 <u>（新設）</u>

改 定 案	現 行
<u>ガス小売事業者の事業活動を困難にさせるおそれがある場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、拘束条件付取引、排他条件付取引、取引妨害等）。</u> <u>ガス小売事業者が、自己との小売供給契約を他のガス小売事業者との契約に切り替えようとし、かつ、当該小売供給契約と共に締結している、消費機器を継続的に利用していく上で自己と締結することが必要不可欠なメンテナンス契約（例：汎用品でない消費機器に係るメンテナンス契約）の継続を希望する需要家に対して、当該メンテナンス契約の継続を拒否する若しくは拒否を示唆すること、又は契約条件を不利に扱い若しくは不利に扱うことを示唆することにより、当該需要家が他のガス小売事業者との小売供給契約に切り替えることを不当に妨げ、他のガス小売事業者の事業活動を困難にさせるおそれがある場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、取引妨害等）。</u> （略） ⑥～⑪ （略） （２） （略） Ⅱ 卸売分野における適正なガス取引の在り方 １ 考え方 （略） ２ 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為 ア （略） イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為	（新設） （略） ⑥～⑪ （略） （２） （略） Ⅱ 卸売分野における適正なガス取引の在り方 １ 考え方 （略） ２ 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為 ア （略） イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

改 定 案	現 行
① (略) ② 不当な取引条件の設定 (略) <u>卸売事業者が、ガスの卸供給先であるガス小売事業者が他の卸売事業者からガスの供給を受けるため自己との卸売供給契約を契約期間中に解約するに当たって、不当に高い解約補償料を徴収すること(注)により、当該ガス小売事業者が自己との卸売供給契約を事実上解約できず、他の卸売事業者との取引を断念せざるを得なくさせ、他の卸売事業者の事業活動を困難にさせるおそれがある場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある(私的独占、拘束条件付取引、排他条件付取引、取引妨害等)。</u> <u>(注) 不当に高い解約補償料であるかどうかは、ガス小売事業者が解約までに享受した割引総額、当該解約による卸売事業者の収支への影響の程度、割引額の設定根拠等を勘案して判断される。</u> Ⅲ (略) Ⅳ 託送供給分野における適正なガス取引の在り方 1 考え方 (略) 2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為 (1)～(2) (略) (3) 差別的取扱いの禁止 ア (略)	① (略) ② 不当な取引条件の設定 (略) (新設) Ⅲ (略) Ⅳ 託送供給分野における適正なガス取引の在り方 1 考え方 (略) 2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為 (1)～(2) (略) (3) 差別的取扱いの禁止 ア (略)

改 定 案	現 行
イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為 ①～③ (略) ④ その他託送供給に関連した需要家への差別的な対応 (略) ガス導管事業者が、託送供給業務を行うに当たり、例えば以下のように自己の製造部門や小売部門と他のガス製造事業者やガス小売事業者を差別的に取り扱うことにより、当該ガス製造事業者やガス小売事業者の競争上の地位を不利にし、その事業活動を困難にさせるおそれがある場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、取引拒絶、差別取扱い等）。 ○ 自己の製造部門や小売部門に対して、不当に、託送供給の実施を優先し、導管ネットワークに係る情報を優先的に提供し又は提供するサービスの内容を優遇すること。 ○ 他のガス製造事業者やガス小売事業者に対して、不当に、託送供給の実施を劣後させ、導管ネットワークに係る情報を提供せず又は提供するサービスの種類を縮小すること。 ○ <u>自己の小売部門以外のガス小売事業者と小売供給契約を締結しようとする需要家から内管工事に係る依頼を受けた際の工事費用や費用の支払方法といった取引条件について、自社の小売部門が供給する需要家と比べ不当に不利なものとする。</u>	イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為 ①～③ (略) ④ その他託送供給に関連した需要家への差別的な対応 (略) ガス導管事業者が、託送供給業務を行うに当たり、例えば以下のように自己の製造部門や小売部門と他のガス製造事業者やガス小売事業者を差別的に取り扱うことにより、当該ガス製造事業者やガス小売事業者の競争上の地位を不利にし、その事業活動を困難にさせるおそれがある場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、取引拒絶、差別取扱い等）。 ○ 自己の製造部門や小売部門に対して、不当に、託送供給の実施を優先し、導管ネットワークに係る情報を優先的に提供し又は提供するサービスの内容を優遇すること。 ○ 他のガス製造事業者やガス小売事業者に対して、不当に、託送供給の実施を劣後させ、導管ネットワークに係る情報を提供せず又は提供するサービスの種類を縮小すること。 <u>(新設)</u>